

指定管理者候補者の選定に係る 審査について（答申）

令和 6 年 1 1 月

ふじみ野市指定管理者選定委員会

目次

1	審査概要	- 2 -
(1)	審査対象施設	- 2 -
(2)	募集及び申請概要	- 2 -
(3)	審査経過	- 3 -
(4)	選定基準	- 4 -
(5)	評価方法	- 4 -
(6)	審査結果概要	- 5 -
(7)	総評	- 5 -
2	審査詳細	- 6 -
(1)	鶴ヶ岡コミュニティセンター及び旭ふれあいセンター	- 6 -
(2)	産業文化センター	- 7 -
(3)	スポーツセンター及びふじみ野市運動公園等	- 9 -
(4)	大井総合福祉センター	- 11 -
(5)	東文化施設（ホール棟）	- 12 -
3	令和6年度ふじみ野市指定管理者選定委員会委員名簿	- 14 -
別紙 指定管理者選定基準		

1 審査概要

令和6年12月以降に指定期間が開始される施設の指定管理者の募集及び申請概要は、次のとおりでした。

(1) 審査対象施設

- (ア) ふじみ野市立鶴ヶ岡コミュニティセンター(以下「鶴ヶ岡コミュニティセンター」という。)
- (イ) ふじみ野市立旭ふれあいセンター(以下「旭ふれあいセンター」という。)
- (ウ) ふじみ野市立産業文化センター(以下「産業文化センター」という。)
- (エ) ふじみ野市立スポーツセンター(以下「スポーツセンター」という。)
 - a 総合体育館
 - b 弓道場
 - c テニスコート
 - d 多目的グラウンド
 - e 上野台体育館
 - f 駒林体育館
- (オ) ふじみ野市運動公園等
 - a ふじみ野市運動公園
 - b ふじみ野市第2運動公園
 - c ふじみ野市荒川運動公園
 - d ふじみ野市荒川第2運動公園
 - e ふじみ野市びん沼サッカー場
- (カ) ふじみ野市立大井総合福祉センター(以下「大井総合福祉センター」という。)
- (キ) ふじみ野市立文化施設（東文化施設ホール棟）(以下「東文化施設（ホール棟）」という。)

(2) 募集及び申請概要

ア 募集要項配布及び応募（申請）受付期間

施設名称	応募（申請）受付期間
鶴ヶ岡コミュニティセンター及び旭ふれあいセンター	令和6年8月5日～令和6年8月13日
産業文化センター	令和6年8月5日～令和6年8月13日
スポーツセンター及びふじみ野市運動公園等	令和6年8月5日～令和6年8月13日
大井総合福祉センター	令和6年8月5日～令和6年8月13日
東文化施設（ホール棟）	令和6年8月19日～令和6年8月30日

イ 応募（申請）状況

施設名称	指定期間	指定区分	募集形式	応募（申請）団体数
鶴ヶ岡コミュニティセンター及び旭ふれあいセンター	令和7年4月1日～ 令和12年3月31日	更新	公募	1
産業文化センター	令和7年4月1日～ 令和12年3月31日	更新	公募	1
スポーツセンター及び ふじみ野市運動公園等	令和7年4月1日～ 令和12年3月31日	更新	公募	2
大井総合福祉センター	令和7年4月1日～ 令和12年3月31日	更新	公募	1
東文化施設（ホール棟）	令和6年12月の市が 指定する日から令和1 0年3月31日まで	新規 （追加）	非公募	1

(3) 審査経過

ア 諮問（第1回委員会：6月25日）

指定管理者候補者の選定に係る審査を行い、その結果を答申するよう市長より諮問を受けました。

イ 募集要項確認（第1回委員会：6月25日、第2回委員会：7月2日）

指定管理者の募集に先立ち、募集要項その他募集書類（案）及び選定基準（案）について、施設所管課から説明を受け、審議しました。

ウ 一次審査（第3回委員会：9月30日）

各応募（申請）団体から提出された申請書類について、一次評価及び委員協議を行いました。

エ 最終審査（第4回委員会：10月21日、第5回委員会：10月28日）

個別にヒアリング審査及び委員協議を行いました。

オ 答申提出（11月8日）

(4) 選定基準

施設名称	審査項目・配点							
	平等 利用	公共 性	施設 の有効 活用	物的 能力	人的 能力	事業 収支	個別 事項	合計
鶴ヶ岡コミュニティセンター及び旭ふれあいセンター	確保されない 場合は失格	15	20	15	20	20	10	100
産業文化センター	確保されない 場合は失格	15	20	15	20	20	10	100
スポーツセンター 及びふじみ野市運動公園等	確保されない 場合は失格	15	25	15	15	15	15	100
大井総合福祉センター	確保されない 場合は失格	15	25	20	15	10	15	100
東文化施設（ホール棟）	確保されない 場合は失格	15	40	15	15	15	-	100

(5) 評価方法

ア 評価基準

評価に当たっては、各施設の選定基準に基づき、各応募（申請）団体について審査項目ごとに、次に掲げる評価基準を判定しました。

評価は、審査の過程において適宜見直すものとししました。

評価段階		評価基準
A	仕様書を上回っている	仕様書で示された水準を上回るサービスが提供され、優れた(魅力的・独創的等)提案内容と思われる。
B	仕様書を確実に満たしている	仕様書で示された水準を確実に満たすサービスが提供される提案内容と思われる。
C	工夫の余地はあるが、仕様書を概ね満たしている	仕様書で示された水準を概ね満たすサービスが提供されるが、工夫の余地がある提案内容と思われる。
D	仕様書からやや劣る	仕様書で示された水準にやや達せず、再検討が必要な提案内容と思われる。
E	不適格	仕様書で示された水準に達する見込みがない、又は逸脱した提案内容と思われる。

イ 点数換算

(ア) 審査項目ごとに、評価段階に応じた配点比率に基づく点数換算を行い

ました。

配点比率 審査項目配点	A 100%	B 80%	C 60%	D 40%	E 0%
40点	40	32	24	16	0
30点	30	24	18	12	0
25点	25	20	15	10	0
20点	20	16	12	8	0
15点	15	12	9	6	0
10点	10	8	6	4	0

(イ) 点数換算後の合計点を最終的な得点（100 点満点）としました。

(6) 審査結果概要

最終得点を踏まえた委員協議により、指定管理者候補者として適当と認められる団体について、次のとおり推薦します。

（審査の詳細については、6 ページ以降を参照してください。）

施設名称	指定管理者候補者として推薦する団体
鶴ヶ岡コミュニティセンター及び旭ふれあいセンター	公益社団法人人間東部シルバー人材センター
産業文化センター	毎日興業株式会社
スポーツセンター及びふじみ野市運動公園等	アイル・オーエンスグループ
大井総合福祉センター	日本環境クリアー株式会社 埼玉西営業所
東文化施設（ホール棟）	日本環境マネジメント株式会社

(7) 総評

今回の指定管理者候補者の審査対象施設は、東文化施設（ホール棟）を除き更新施設かつ公募による募集でした。

東文化施設（ホール棟）については、既に指定管理者による運営が開始されている東文化施設（多目的棟）に隣接する施設であるため、人員配置の効率化や施設の一体的な運営による効果等に鑑み現指定管理者による運営が合理的であるものと考え非公募が適切と判断しました。

募集に当たっては、審査した全ての施設において経験豊富な団体からの応募でしたので、施設の運営ノウハウについては概ね確保されていたと考えます。

審査に当たっては、スポーツセンター及びふじみ野市運動公園等を除き、1 団体のみの応募でしたが現在の指定管理者が仕様書で定めた水準を満たし

た提案であったことや、現在の運営においても十分な実績をあげていることに鑑み、現在の指定管理者を次期指定管理者候補者として推薦することとしました。スポーツセンター及びふじみ野市運動公園等は、2者の団体から応募があり競争する状況となりましたが、現在の指定管理者が総合的に高い評価を得たことにより、現在の指定管理者を次期指定管理者候補者として推薦することとしました。

全体として、民間事業者のノウハウを生かした創意工夫が見られた提案となっていました。指定管理者候補者においては、既存の施設利用者に向けた取組に留まらず、新規利用者の増加に向けた潜在利用者ニーズの把握に努めるとともに、施設利用を促進する一層の取組を期待します。

2 審査詳細

(1) 鶴ヶ岡コミュニティセンター及び旭ふれあいセンター

所在地	1 鶴ヶ岡コミュニティセンター ふじみ野市鶴ヶ岡四丁目16番25号 2 旭ふれあいセンター ふじみ野市苗間40番地7
施設所管課	市民活動推進部協働推進課
指定期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年）
審査方法	書類審査及びヒアリング審査

ア 応募（申請）団体

公益社団法人入間東部シルバー人材センター

イ 審査結果

(ア) 指定管理者候補者として推薦する団体

公益社団法人入間東部シルバー人材センター

(イ) 推薦理由

鶴ヶ岡コミュニティセンター及び旭ふれあいセンターの指定管理者の募集に対し、1団体から応募がありました。

審査においては、現在の指定管理者である公益社団法人入間東部シルバー人材センターがこれまでの管理運営実績に基づいた提案を行っており、仕様書の要求水準を満たすとともに物的能力や近隣との協調性の審査項目で高い評価を獲得しましたので、公益社団法人入間東部シルバー人材センターを指定管理者候補者に推薦することとしました。

ウ 評価

選定基準における審査の視点等については、別紙「指定管理者選定基準」を参照してください。

	審査項目	配点	公益社団法人 入間東部シルバー
--	------	----	--------------------

			人材センター
共通 事項	平等利用	確保されない 場合は失格	合格
	公共性	15	12
	施設の有効活用	20	16
	物的能力	15	12
	人的能力	20	16
	事業収支	20	16
個別 事項	近隣との協調性	10	8
合計		100	80

指定管理者候補者 公益社団法人人間東部シルバー人材センター

エ 附帯意見

指定管理者候補者につきましては、本施設を長期にわたって指定管理している実績を生かして、これまでのサービス水準に留まることなく、より良い運営を目指すとともに、これまでのサービス水準以上の取組が実施されるよう、市は指定管理者候補者との連携をより一層強化し、施設の更なる有効活用について指定管理者候補者とともに創意工夫を図ってください。

特に、指定管理者候補者においては、市と連携し、新規利用者の増加に向けた幅広い層の利用につながる新しい視点や充実した企画・提案がなされることを期待します。

(2) 産業文化センター

所在地	ふじみ野市うれし野二丁目10番48号
施設所管課	市民活動推進部文化・スポーツ振興課
指定期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年）
審査方法	書類審査及びヒアリング審査

ア 応募（申請）団体

毎日興業株式会社

イ 審査結果

(ア) 指定管理者候補者として推薦する団体

毎日興業株式会社

(イ) 推薦理由

産業文化センターの指定管理者の募集に対し、1団体から応募がありました。

審査においては、現在の指定管理者である毎日興業株式会社がこれまでの運営実績に基づき、実現性の高い提案をされておりました。また、自然災害や事故等の発生時でも迅速な情報を提供するための環境整備と

して、W i ー F i 環境の整備やスマートフォン等の充電環境を整備する提案があるなど最終的に高い評価を獲得し、毎日興業株式会社を推薦することとしました。

ウ 評価

選定基準における審査の視点等については、別紙「指定管理者選定基準」を参照してください。

	審査項目	配点	毎日興業株式会社
共通事項	平等利用	確保されない場合は失格	合格
	公共性	15	12
	施設の有効活用	20	16
	物的能力	15	12
	人的能力	20	16
	事業収支	20	16
個別事項	産業振興及び文化振興に資する事業の提案	10	6
	地域住民との協働		
合計		100	78

指定管理者候補者 毎日興業株式会社

エ 附帯意見

指定管理者候補者につきましては、本施設を長期にわたって指定管理している実績を生かして、これまでのサービス水準に留まることなく、より良い運営を目指すとともに、駅に近い好立地を生かし、他の施設との差別化を意識した事業等を期待します。また、既存の枠組みに捉われず、市民参加型のコンサートやワークショップ等の事業を市と協議して進めてください。

市につきましては、市内の文化施設が複数ある中で、産業及び文化の要素を合わせ持つ本施設の在り方や文化施設としての位置づけを明確にすることを期待します。

(3) スポーツセンター及びふじみ野市運動公園等

所在地	1 スポーツセンター (1) 総合体育館 ふじみ野市大井武蔵野 1 3 9 2 番地 1 (2) 弓道場 ふじみ野市大井武蔵野 1 3 9 3 番地 2 (3) テニスコート ふじみ野市大井武蔵野 1 3 9 4 番 1 (4) 多目的グラウンド ふじみ野市大井武蔵野 1 3 8 6 番 (5) 上野台体育館 ふじみ野市福岡一丁目 1 番 3 号 (6) 駒林体育館 ふじみ野市駒林 2 8 番地 2 ふじみ野市運動公園等 (1) ふじみ野市運動公園 ふじみ野市福岡新田字東川通 2 4 7 番地 1 (2) ふじみ野市第 2 運動公園 ふじみ野市福岡 5 (3) ふじみ野市荒川運動公園 富士見市大字南畑及び志木市大字宗岡地内 (4) ふじみ野市荒川第 2 運動公園 さいたま市西区二ツ宮 1 4 3 7 (5) ふじみ野市びん沼サッカー場 さいたま市西区塚本地先
施設所管課	市民活動推進部文化・スポーツ振興課、都市政策部公園緑地課
指定期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 1 2 年 3 月 3 1 日（5 年）
審査方法	書類審査及びヒアリング審査

ア 応募（申請）団体

- (ア) アイル・オーエンスグループ
- (イ) 特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会

イ 審査結果

- (ア) 指定管理者候補者として推薦する団体
アイル・オーエンスグループ

(イ) 推薦理由

スポーツセンター及びふじみ野市運動公園等の指定管理者の募集に対し、類似施設の管理実績が十分にある 2 団体から応募がありました。

本施設は、複数の異なる場所・建物を管理する必要があり、管理運営体制の構築をより充実させる必要がある施設ですが、現指定管理者であるアイル・オーエンスグループは、市のスポーツ推進計画等を踏まえた具体的な提案があったことから、施設の有効活用やスポーツ振興に資する事業の提案の審査項目で相対的に高い評価を獲得しましたので、アイル・オーエンスグループを指定管理者候補者に推薦することとしました。

ウ 評価

選定基準における審査の視点等については、別紙「指定管理者選定基準」を参照してください。

	審査項目	配点	アイル・オーエンスグループ	特定非営利活動法人日本スポーツ振興協会
共通事項	平等利用	確保されない場合は失格	合格	合格
	公共性	15	12	9
	施設の有効活用	25	20	15
	物的能力	15	12	12
	人的能力	15	12	12
	事業収支	15	9	9
個別事項	スポーツ振興に資する事業の提案	15	12	9
	地域との連携			
合計		100	77	66

指定管理者候補者 アイル・オーエンスグループ

エ 附帯意見

指定管理者候補者につきましては、共同事業体であることから、構成団体との連絡調整等を密にいただき、事業に支障がないよう効率的に運営を行ってください。また、新規利用者の獲得や施設自体のPR活動など、創意工夫を凝らした取り組みにより、施設の有効活用が最大限に行なわれるよう、一層の努力を期待します。そして、利用者が安全・安心に利用できるように施設の維持補修等の管理に努めてください。

市につきましては、本施設は複数の施設を管理運営するため、指定管理者候補者の管理体制を明確に把握するとともに、利用者が安全・安心に利用できるよう指定管理者候補者と連携を密に図ってください。また、申請時に提出された事業計画等が確実に履行されているかなどモニタリング等を通じて、日頃から管理運営状況の把握に努めてください。

(4) 大井総合福祉センター

所在地	ふじみ野市大井中央二丁目2番1号
施設所管課	福祉部高齢福祉課
指定期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年）
審査方法	書類審査及びヒアリング審査

ア 応募（申請）団体

日本環境クリアー株式会社 埼玉西営業所

イ 審査結果

(ア) 指定管理者候補者として推薦する団体

日本環境クリアー株式会社 埼玉西営業所

(イ) 推薦理由

大井総合福祉センターの指定管理者の募集に対し、1団体から応募がありました。

審査においては、現在の指定管理者である日本環境クリアー株式会社埼玉西営業所がこれまでの運営実績に基づき、施設利用率の明確な目標値を設定するなど具体性のある提案をされていました。

また、無料W i — F i を全館導入するなどのサービスの質の向上に向けた具体的な提案などもあり、最終的に高い評価を獲得しましたので、日本環境クリアー株式会社埼玉西営業所を指定管理者候補者に推薦することとしました。

ウ 評価

選定基準における審査の視点等については、別紙「指定管理者選定基準」を参照してください。

	審査項目	配点	日本環境クリアー株式会社 埼玉西営業所
共通事項	平等利用	確保されない場合は失格	合格
	公共性	15	12
	施設の有効活用	25	20
	物的能力	20	16
	人的能力	15	12
	事業収支	10	6
個別事項	(1)利用者への取組	15	12
	(2)入居団体への配慮		

合計		100	78
----	--	-----	----

指定管理者候補者 日本環境クリアー株式会社 埼玉西営業所

エ 附帯意見

本施設は、複合施設であり、他の委託業者等と互いに連携を図る必要があるため、市は指定管理者候補者が他の委託業者等と密に連携が図れるよう努めてください。

また、本施設は多目的利用が可能な施設であることから、指定管理者候補者は特定の利用者に偏らず、より多くの高齢者等に利用してもらえよう施設のPR活動に努め、新規利用者の獲得につながる企画・提案を図り、効果的なサービスの提供に努めてください。

(5) 東文化施設（ホール棟）

所在地	ふじみ野市福岡一丁目1番8号
施設所管課	市民活動推進部文化・スポーツ振興課
指定期間	令和6年12月の市が指定する日から令和10年3月31日まで
審査方法	書類審査

ア 応募（申請）団体

日本環境マネジメント株式会社

イ 審査結果

(ア) 指定管理者候補者として推薦する団体

日本環境マネジメント株式会社

(イ) 推薦理由

建替えが行われている東文化施設（ホール棟）は、東文化施設（多目的棟）に隣接する施設であるため、人員配置の効率化や施設の一体的な運営による効果等に鑑み、現指定管理者による運営が合理的であるものと考え非公募としました。

審査においては、利用者ニーズの把握と施設運営へ反映する仕組みが具体的に整理されていることや、日本環境マネジメント株式会社が他自治体において類似施設の開設時からの管理運営実績があることから、具体性のある事業計画の提案をされていたため、最終的に高い評価を獲得しましたので、日本環境マネジメント株式会社を推薦することとしました。

ウ 評価

選定基準における審査の視点等については、別紙「指定管理者選定基準」を参照してください。

	審査項目	配点	日本環境マネジメント株式会社
共通	平等利用	確保されない	合格

事項		場合は失格	
	公共性	15	12
	施設の有効活用	40	32
	物的能力	15	12
	人的能力	15	12
	事業収支	15	9
個別 事項	-	-	-
合計		100	77

指定管理者候補者 日本環境マネジメント株式会社

エ 附帯意見

本施設は、建替えに伴い施設の態様が大きく変わる施設です。新たに事業を展開するに当たり、市と指定管理者候補者で十分に連携するとともに、西文化施設との連携や文化芸術振興上の役割分担を考慮しつつ、円滑に管理運営を行うための体制づくりを進めてください。また、指定管理者候補者においては、創意工夫のもと利用者のニーズに沿った施設となるよう充実したサービスの提供に努めてください。

また、文化施設の建物及び設備について保守点検業務を行うSPCとも連携を図り、安全かつ適正な管理体制を整えられるよう、モニタリング等を通じて日頃から施設の状況を把握できる体制を整えるとともに、第2期ふじみ野市文化振興計画に沿った運営がなされるようにしてください。

3 令和6年度ふじみ野市指定管理者選定委員会委員名簿
(敬称略)

氏名	役職	備考	区分	任期
たじま ひでゆき 田嶋 英行	委員長	文京学院大学 教授	学識経験者	令和6年7月11日～ 令和8年7月10日 (再任：令和5年7 月7日～令和6年7 月10日)
かねこ あきら 金子 明	副委員長	総合政策部長	市職員	-
ながおか まさみ 長岡 勝美	委員	公認会計士	学識経験者	令和6年7月11日～ 令和8年7月10日 (再任：令和4年7 月11日～令和6年7 月10日)
よねむら よしかず 米村 芳一	委員	総務部長	市職員	-
いしばし ゆたか 石橋 裕	臨時委員 (鶴ヶ岡コミュニ ティセンター及び 旭ふれあいセンタ ー)	東邦音楽大学 准教授	施設に関す る識見者	令和6年6月25日～ 当該施設の審議終了ま で
いとう やすお 伊藤 裕夫	臨時委員 (産業文化センタ ー、東文化施設 (ホ ール棟))	日本文化政策 学会顧問、ふ じみ野市文化 振興審議会会 長	施設に関す る識見者	令和6年6月25日～ 当該施設の審議終了ま で
ひらさわ なこ 平澤 奈古	臨時委員 (スポーツセンタ ー及びふじみ野市 運動公園等)	アスリート (ア ーチェリー)	施設に関す る識見者	令和6年6月25日～ 当該施設の審議終了ま で
もとはし なおと 本橋 直人	臨時委員 (鶴ヶ岡コミュニ ティセンター及び旭 ふれあいセンター、産	市民活動推進 部長	市職員	-

	業文化センター、東文化施設（ホール棟） ー及びふじみ野市運動公園等）			
やまふろ さとし 山風呂 敏	臨時委員 （スポーツセンター ー及びふじみ野市運動公園等）	都市政策部長	市職員	-
やすなが まさみ 安永 雅美	臨時委員 （大井総合福祉センター）	文京学院大学 准教授	施設に関する識見者	令和 6 年 6 月 25 日～ 当該施設の審議終了まで
ますむら のりこ 増村 規子	臨時委員 （大井総合福祉センター）	福祉部長	市職員	-

【施設名】ふじみ野市立鶴ヶ岡コミュニティセンター及びふじみ野市立旭ふれあいセンター

	選定基準	審査項目(※1)		審査の視点	配点	
基本事項	(基本事項)	(欠格事項)	○	欠格事項に該当していないか。	該当する場合は失格	
		(書類不備)	○	申請書類等に不備はないか。	不備があった場合は、内容により失格	
		(基本条件)	○	関係法令等を理解しており、遵守が見込まれるか。 必要な資格免許を有しているか。又は確保できる見込みがあるか。	確保されない場合は失格	
共通事項	1 市民の平等な利用が確保されること	(1)平等利用	○	事業計画に偏りはないか。 特定の個人や団体が優遇される提案ではないか。	確保されない場合は失格	
		(2)公共性	●	公の施設を運営するにふさわしい理念や方針を持っており、現状分析、課題認識は適切か。 障がい者、高齢者の雇用や男女共同参画に対する配慮がなされているか。 公の施設の設置目的や市の施策を理解した提案であるか。 利用者ニーズを捉えるための有効な手法が示され、運営に反映させる仕組みが具体的に提案されているか。 地域雇用が計画されているか。	15	
	2 管理業務の計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること	施設の有効活用	●	施設の特色を活かし、施設の価値を高めるための新たな提案がなされているか。 サービスの質の向上のための取組は効果的か。 利用促進、稼働率向上等に向けた取組は効果的か。 施設の情報発信の提案に工夫が見られるか。 企画された事業実施方針・内容は適当か。 自主事業計画書の内容が適切で創意工夫が見られ、実現性があるものか。	20	
	共通事項	3 管理業務の計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること	(1)物的能力	●	団体の経営が安定しており、施設の管理を継続的・安定的に行うことが可能か。 類似施設等の管理実績があり、成果を上げているか。 施設の維持・管理を適切に行うための具体的な提案はあるか。 安全対策について具体的な取組が提案されているか。 緊急時の対応、体制が組織的になっているか。 個人情報の保護、情報公開に対する十分な配慮があり、必要な措置を講ずる計画が提案されている。 第三者への委託や運営協力体制は適当か。	15
			(2)人的能力	●	団体本部との役割分担や責任体制は明確かつ適当か。 適切な人員配置、勤務体制が提案されているか。 労務管理規定を整備するなど、職員の勤務体制や人件費等、職員の適正な労働条件を確保する内容となっているか。 職員の資質・能力向上を図り、施設を適切に運営するための職員研修が計画されているか。	20
4 管理に係る収支計画書の内容が、施設の管理費用の縮減が図られるものであること		事業収支	●	提案内容の実施に当たり、効率的で妥当な収入や管理経費となっているか。 利用料金が適切に設定されているか。 市負担額の縮減となっているか。 コスト削減の方策が適切かつサービス低下の懸念はないか。	20	
個別事項	5 その他施設の目的又は性質に応じて別に定める基準	近隣との協調性	●	地域に親しまれる施設運営が可能か。	10	
合計					100	

※1 ○:必須項目(支障がある場合は失格)

●:記載内容について配点内で評価する項目

指定管理者選定基準

【施設名】ふじみ野市立産業文化センター

	選定基準	審査項目(※1)		審査の視点	配点
基本事項	(基本事項)	(欠格事項)	○	欠格事項に該当していないか。	該当する場合は失格
		(書類不備)	○	申請書類等に不備はないか。	不備があった場合は、内容により失格
		(基本条件)	○	関係法令等を理解しており、遵守が見込まれるか。 必要な資格免許を有しているか。又は確保できる見込みがあるか。	確保されない場合は失格
共通事項	1 市民の平等な利用が確保されること	(1)平等利用	○	事業計画に偏りはないか。 特定の個人や団体が優遇される提案ではないか。	確保されない場合は失格
		(2)公共性	●	公の施設を運営するにふさわしい理念や方針を持っており、現状分析、課題認識は適切か。 障がい者、高齢者の雇用や男女共同参画に対する配慮がなされているか。 公の施設の設置目的や市の施策を理解した提案であるか。	15
				利用者ニーズを捉えるための有効な手法が示され、運営に反映させる仕組みが具体的に提案されているか。	
				地域雇用が計画されているか。	
	2 管理業務の計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること	施設の有効活用	●	施設の特徴を活かし、施設の価値を高めるための新たな提案がなされているか。 サービスの質の向上のための取組は効果的か。 利用促進、稼働率向上等に向けた取組は効果的か。 施設の情報発信の提案に工夫が見られるか。 企画された事業実施方針・内容は適当か。 自主事業計画書の内容が適切で創意工夫が見られ、実現性があるものか。	20
共通事項	3 管理業務の計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること	(1)物的能力	●	団体の経営が安定しており、施設の管理を継続的・安定的に行うことが可能か。 類似施設等の管理実績があり、成果を上げているか。 施設の維持・管理を適切に行うための具体的な提案はあるか。 安全対策について具体的な取組が提案されているか。 緊急時の対応、体制が組織的になっているか。 個人情報の保護、情報公開に対する十分な配慮があり、必要な措置を講ずる計画が提案されているか。 第三者への委託や運営協力体制は適当か。	15
		(2)人的能力	●	団体本部との役割分担や責任体制は明確かつ適当か。 適切な人員配置、勤務体制が提案されているか。 労務管理規定を整備するなど、職員の勤務体制や人件費等、職員の適正な労働条件を確保する内容となっているか。 職員の資質・能力向上を図り、施設を適切に運営するための職員研修が計画されているか。	20
	4 管理に係る収支計画書の内容が、施設の管理費用の縮減が図られるものであること	事業収支	●	提案内容の実施に当たり、効率的で妥当な収入や管理経費となっているか。 利用料金が適切に設定されているか。 市負担額の縮減となっているか。 コスト削減の方策が適切かつサービス低下の懸念はないか。	20
	5 その他施設の目的又は性質に応じて別に定める基準	産業振興及び文化振興に資する事業の提案 地域住民との協働	●	施設の設置目的である産業振興及び文化振興に資する事業の提案がされているか。また、その提案は適切なものとなっているか。 地域の実情に応じた施設運営が提案されているか。	10
合計					100

※1 ○：必須項目（支障がある場合は失格）
●：記載内容について配点内で評価する項目

指定管理者選定基準

【施設名】 ふじみ野市立スポーツセンター及びふじみ野市運動公園等

	選定基準	審査項目(※1)		審査の視点	配点
基本事項	(基本事項)	(欠格事項)	○	欠格事項に該当していないか。	該当する場合は失格
		(書類不備)	○	申請書類等に不備はないか。	不備があった場合は、内容により失格
		(基本条件)	○	関係法令等を理解しており、遵守が見込まれるか。 必要な資格免許を有しているか。又は確保できる見込みがあるか。	確保されない場合は失格
共通事項	1 市民の平等な利用が確保されること	(1)平等利用	○	事業計画に偏りはないか。 特定の個人や団体が優遇される提案ではないか。	確保されない場合は失格
		(2)公共性	●	公の施設を運営するにふさわしい理念や方針を持っており、現状分析、課題認識は適切か。 障がい者、高齢者の雇用や男女共同参画に対する配慮がなされているか。 公の施設の設置目的や市の施策を理解した提案であるか。 利用者ニーズを捉えるための有効な手法が示され、運営に反映させる仕組みが具体的に提案されているか。 地域雇用が計画されているか。	15
	2 管理業務の計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること	施設の有効活用	●	施設の特徴を活かし、施設の価値を高めるための新たな提案がなされているか。 サービスの質の向上のための取組は効果的か。 利用促進、稼働率向上等に向けた取組は効果的か。 施設の情報発信の提案に工夫が見られるか。 企画された事業実施方針・内容は適当か。 自主事業計画書の内容が適切で創意工夫が見られ、実現性があるものか。	25
			●	団体の経営が安定しており、施設の管理を継続的・安定的に行うことが可能か。 類似施設等の管理実績があり、成果を上げているか。 施設の維持・管理を適切に行うための具体的な提案はあるか。 安全対策について具体的な取組が提案されているか。 緊急時の対応、体制が組織的になっているか。 個人情報の保護、情報公開に対する十分な配慮があり、必要な措置を講ずる計画が提案されている。 第三者への委託や運営協力体制は適当か。	15
共通事項	3 管理業務の計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること	(1)物的能力	●	団体の本部との役割分担や責任体制は明確かつ適当か。 適切な人員配置、勤務体制が提案されているか。 労務管理規定を整備するなど、職員の勤務体制や人件費等、職員の適正な労働条件を確保する内容となっているか。 職員の資質・能力向上を図り、施設を適切に運営するための職員研修が計画されているか。	15
		(2)人的能力	●	提案内容の実施に当たり、効率的で妥当な収入や管理経費となっているか。 利用料金が適切に設定されているか。 市負担額の縮減となっているか。 コスト削減の方策が適切かつサービス低下の懸念はないか。	15
	4 管理に係る収支計画書の内容が、施設の管理費用の縮減が図られるものであること	事業収支	●	提案内容の実施に当たり、効率的で妥当な収入や管理経費となっているか。 利用料金が適切に設定されているか。 市負担額の縮減となっているか。 コスト削減の方策が適切かつサービス低下の懸念はないか。	15
	5 その他施設の目的又は性質に応じて別に定める基準	スポーツ振興に資する事業の提案	●	施設の設置目的であるスポーツ振興に資する魅力的な事業の提案がなされているか。また、市民のニーズに合った内容になっているか。 地域の各関連団体との協力体制が計画されているか。また、適切な内容になっているか。	15
合計					100

※1 ○:必須項目(支障がある場合は失格)
●:記載内容について配点内で評価する項目

指定管理者選定基準

【施設名】ふじみ野市立大井総合福祉センター

	選定基準	審査項目(※1)		審査の視点	配点							
基本事項	(基本事項)	(欠格事項)	○	欠格事項に該当していないか。	該当する場合は失格							
		(書類不備)	○	申請書類等に不備はないか。	不備があった場合は、内容により失格							
		(基本条件)	○	関係法令等を理解しており、遵守が見込まれるか。 必要な資格免許を有しているか。又は確保できる見込みがあるか。	確保されない場合は失格							
共通事項	1 市民の平等な利用が確保されること	(1)平等利用	○	事業計画に偏りはないか。 特定の個人や団体が優遇される提案ではないか。	確保されない場合は失格							
		(2)公共性	●	公の施設を運営するにふさわしい理念や方針を持っており、現状分析、課題認識は適切か。 障がい者、高齢者の雇用や男女共同参画に対する配慮がなされているか。 公の施設の設置目的や市の施策を理解した提案であるか。 利用者ニーズを捉えるための有効な手法が示され、運営に反映させる仕組みが具体的に提案されているか。 地域雇用が計画されているか。	15							
			2 管理業務の計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること	施設の有効活用	●	施設の特色を生かし、施設の価値を高めるための新たな提案がなされているか。 サービスの質の向上のための取組は効果的か。 新規利用者数の増加を図り、利用促進及び稼働率向上等に向けた取組は効果的か。 施設の情報発信の提案に工夫が見られるか。 企画された事業実施方針・内容は適当か。 自主事業計画書の内容が適切で創意工夫が見られ、実現性があるものか。	25					
					共通事項	3 管理業務の計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること	(1)物的能力	●	団体の経営が安定しており、施設の管理を継続的・安定的に行うことが可能か。 類似施設等の管理実績があり、成果を上げているか。 施設の維持・管理を適切に行うための具体的な提案はあるか。 安全対策について具体的な取組が提案されているか。 緊急時の対応、体制が組織的になっているか。 個人情報の保護、情報公開に対する十分な配慮があり、必要な措置を講ずる計画が提案されているか。 第三者への委託や運営協力体制は適当か。	20		
								(2)人的能力	●	団体本部との役割分担や責任体制は明確かつ適当か。 適切な人員配置、勤務体制が提案されているか。 労務管理規定を整備するなど、職員の勤務体制や人件費等、職員の適正な労働条件を確保する内容となっているか。 職員の資質・能力向上を図り、施設を適切に運営するための職員研修が計画されているか。	15	
	4 管理に係る収支計画書の内容が、施設の管理費用の縮減が図られるものであること	事業収支							●	提案内容の実施に当たり、効率的で妥当な収入や管理経費となっているか。 利用料金が適切に設定されているか。 市負担額の縮減となっているか。 コスト削減の方策が適切かつサービス低下の懸念はないか。	10	
									個別事項	5 その他施設の目的又は性質に応じて別に定める基準	(1)利用者への取組	●
			(2)入居団体への配慮	他の入居団体の管理者やその他利用者に対する配慮、連携は十分であるか。								
			合計						100			

※1 ○：必須項目（支障がある場合は失格）

●：記載内容について配点内で評価する項目

指定管理者選定基準

【施設名】 ふじみ野市立文化施設（東文化施設ホール棟）

	選定基準	審査項目(※1)		審査の視点	配点				
基本事項	(基本事項)	(欠格事項)	○	欠格事項に該当していないか。	該当する場合は失格				
		(書類不備)	○	申請書類等に不備はないか。	不備があった場合は、内容により失格				
		(基本条件)	○	関係法令等を理解しており、遵守が見込まれるか。 必要な資格免許を有しているか。又は確保できる見込みがあるか。	確保されない場合は失格				
共通事項	1 市民の平等な利用が確保されること	(1)平等利用	○	事業計画に偏りはないか。 特定の個人や団体が優遇される提案ではないか。	確保されない場合は失格				
		(2)公共性	●	公の施設を運営するにふさわしい理念や方針を持っており、現状分析、課題認識は適切か。 障がい者、高齢者の雇用や男女共同参画に対する配慮がなされているか。 公の施設の設置目的や市の施策を理解した提案であるか。 利用者ニーズを捉えるための有効な手法が示され、運営に反映させる仕組みが具体的に提案されているか。 地域雇用が計画されているか。	15				
			2 管理業務の計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること	施設の有効活用	●	地域の特性や施設の特色を活かし、施設の価値を高めるための新たな提案がなされているか。 サービスの質の向上のための取組は効果的か。 利用促進、稼働率向上等に向けた取組は効果的か。 施設の情報発信の提案に工夫が見られるか。 指定管理業務の事業にて企画された事業実施方針・内容は適当か。 自主事業計画書の内容が適切で創意工夫が見られ、実現性があるものか。	40		
					(1)物的能力	●	団体の経営が安定しており、施設の管理を継続的・安定的に行うことが可能か。 類似施設等の管理実績があり、成果を上げているか。 施設の維持・管理を適切に行うための具体的な提案はあるか。 安全対策について具体的な取組が提案されているか。 緊急時の対応、体制が組織的になっているか。 個人情報保護、情報公開に対する十分な配慮があり、必要な措置を講ずる計画が提案されているか。 第三者への委託や運営協力体制は適当か。	15	
						(2)人的能力	●	団体本部との役割分担や責任体制は明確かつ適当か。 適切な人員配置、勤務体制が提案されているか。 労務管理規定を整備するなど、職員の勤務体制や人件費等、職員の適正な労働条件を確保する内容となっているか。 職員の資質・能力向上を図り、施設を適切に運営するための職員研修が計画されているか。	15
	4 管理に係る収支計画書の内容が、施設の管理費用の縮減が図られるものであること	事業収支					●	提案内容の実施に当たり、効率的で妥当な収入や管理経費となっているか。 利用料金が適切に設定されているか。 市負担額の縮減となっているか。 コスト削減の方策が適切かつサービス低下の懸念はないか。	15
							合計		

※1 ○: 必須項目(支障がある場合は失格)
●: 記載内容について配点内で評価する項目